

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業
公募型プロポーザル

応募要項

徳島県

令和7年5月9日

(令和7年6月26日改訂)

《目 次》

1	目的	1
2	事業概要	1
3	事業方式	2
4	スケジュール	2
5	現場見学	3
6	質問及び回答	3
7	参加資格要件	4
	(1) 総則	4
	(2) 共同企業体の全構成員に共通する参加要件	5
	(3) 設計企業の資格	6
	(4) 工事監理企業の資格	6
	(5) 施工企業の資格	7
	(6) 配置予定技術者の資格	8
8	参加表明書の提出	11
9	技術提案書等の提出	12
10	審査・選定	14
	(1) 審査委員会の設置	14
	(2) 審査方法	14
	(3) 審査基準	17
	(4) 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問	17
11	第Ⅰ期事業の契約締結	18
12	第Ⅱ期事業の契約締結	18
13	その他契約に関する事項	18
14	その他留意事項	19
15	担当窓口	21
	Summary	21

1 目的

本施設の事業者選定に当たっては、公平性及び透明性を確保しつつ、提案力の優れた案を広く募集するため、公募型プロポーザルを実施し、新たに整備されるホールがより良いものになるよう、共に創造する最適なパートナーを見つけることを目的としています。

2 事業概要

(1) 業務名

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業

(2) 設置者

徳島県知事 後藤田 正純

(3) 業務場所

徳島県徳島市藍場町2丁目4番地ほか

(4) 業務範囲及び業務内容

要求水準書のとおり

(5) 施設概要

要求水準書のとおり

(6) 事業費参考価格

設計費、工事費及び工事監理費の事業費参考価格については、以下のとおりです。提案額（参考見積価格）が、事業費参考価格を超過した場合は、失格とします。

また、優先交渉権者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、徳島県において、予定価格を設定するものとします。

① 設計費

750,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

※ 上記には、解体他設計に要する費用のほか、地質調査及び家屋調査等の各種調査費用並びに計画通知、構造計算適合性判定、大臣認定・性能評価及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請手数料を含む。

※ この他に、設計意図伝達業務に要する費用として 110,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）を別途予定している。

※ 上記のうち、第Ⅰ期事業に係る費用の参考額として 376,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）を見込むが、参考額は業務量の規模の目安であり、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

② 工事費

16,200,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

※ 上記には、地下駐車場解体等の関連工事に要する費用を含む。

③ 工事監理費

220,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

※ 上記には、地下駐車場解体等の関連工事の工事監理に要する費用を含む。

3 事業方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプを採用しています。優先交渉権者として選定された者と第Ⅰ期事業の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される協定に基づき、価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、第Ⅱ期事業の契約を締結します。

なお、本事業は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業です。

4 スケジュール

(1) 事業者の選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は、以下のとおりです。

また、スケジュールは、状況により変更する場合があります。

日 程（予定）	内 容
令和 7 年 5 月 9 日（金）	・ 公告及び応募要項等の公表
〃	・ 質問書（第 1 回）及び参加表明書提出受付開始
5 月 23 日（金）	・ 質問書提出締切（第 1 回）
6 月 3 日（火）	・ 質問回答書公表（第 1 回）
〃	・ 質問書提出受付開始（第 2 回）
6 月 17 日（火）	・ 質問書提出締切（第 2 回）
6 月 26 日（木）	・ 質問書提出受付開始（第 3 回）
6 月 27 日（金）	・ 質問回答書公表（第 2 回）
7 月 4 日（金）	・ 質問書提出締切（第 3 回） ※ 質問書の提出締切後、随時回答
7 月 22 日（火）	・ 参加表明書提出締切
7 月 25 日（金）	・ 参加資格確認結果通知
8 月 1 日（金）	・ 技術提案書等提出受付開始
9 月 5 日（金）	・ 技術提案書等提出締切
9 月 11 日（木）	・ プレゼンテーション審査等
～ 12 日（金）	※ 9 月 12 日（金）のみとなる可能性もあります
9 月 12 日（金）	・ 審査結果の公表

(2) 事業の実施スケジュール

日 程 (予定)	内 容
令和7年 9月中下旬 10月～	見積合わせ 契約締結 (第Ⅰ期事業) 基本設計・解体他設計
令和8年 10月～	契約締結 (第Ⅱ期事業) ※ 価格交渉成立の場合 実施設計・地下駐車場解体工事 (地下駐車場解体工事着工後) 本体工事

※ 引き渡し期限は、工期短縮に係る技術提案により短縮された履行期間に基づき、県と協議の上決定
(最長で令和12年2月28日まで)

5 現場見学

事業対象地は、すべて公共用地であり、立ち入りの制限を設けていないため、現場見学は各自で実施することとします。ただし、地下駐車場の見学については、営業時間が午前7時から午後11時までであることに留意するとともに、大人数となる場合は事前に担当窓口までお問い合わせください。

なお、現場見学の際は、極力、公共交通機関を利用し、関連施設の一般利用者に配慮してください。

6 質問及び回答

(1) 質問書の受付期間

- ・ 第1回 公告日から令和7年5月23日(金)午後5時まで(必着)
- ・ 第2回 令和7年6月3日(火)から令和7年6月17日(火)午後5時まで(必着)
- ・ 第3回 令和7年6月26日(木)から令和7年7月4日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

- ・ 徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課(文化プロジェクト担当)
- ・ E-mail bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
- ・ TEL 088-621-2249

(3) 提出方法

- ・ 質問書を、電子メール(Excel データ形式)にて提出してください。
- ・ メールタイトルは、「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__質問書」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

(4) 回答日

- ・ 第1回 令和7年6月3日(火)
- ・ 第2回 令和7年6月27日(金)
- ・ 第3回 質問書の提出締切後、随時回答

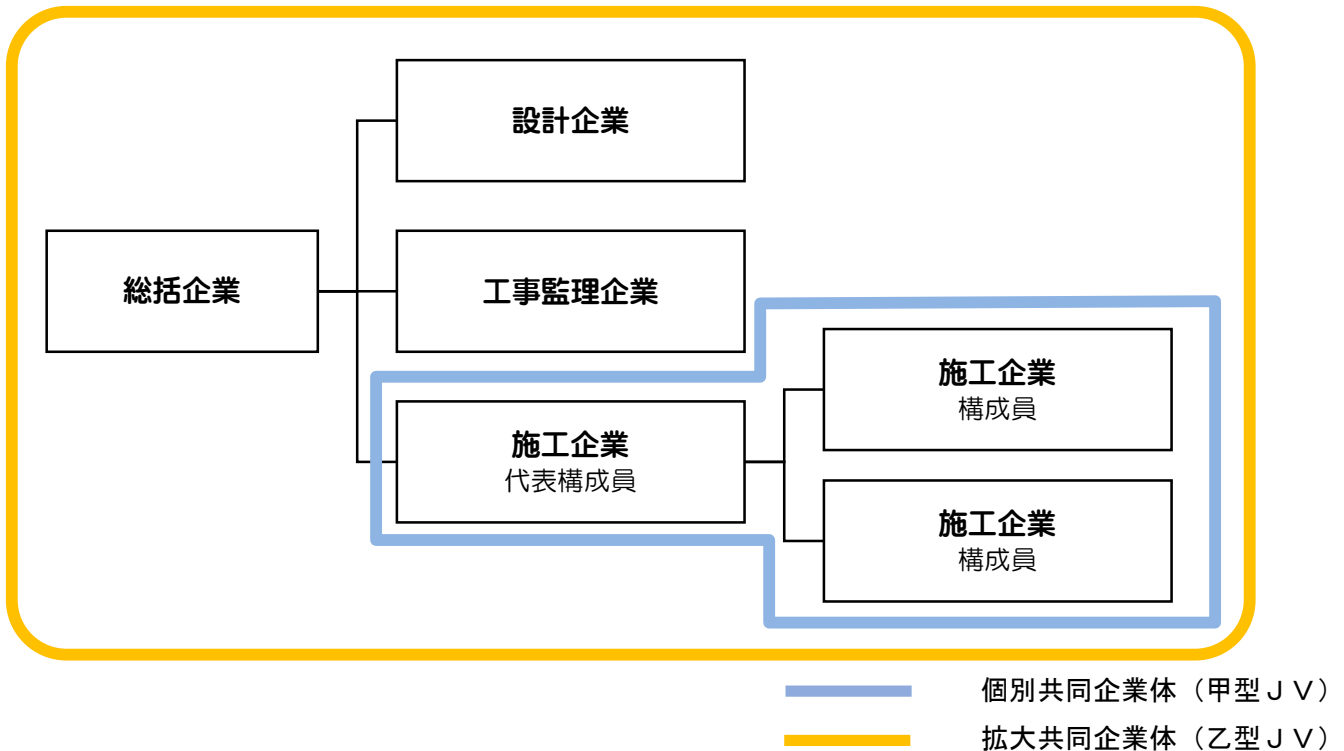
(5) 閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/bunka/7303719/>

7 参加資格要件

(1) 総則（共同企業体の構成等）

- ① 本事業における複数の企業による共同企業体（以下「拡大共同企業体」という。）の構成に当たっては、下表のとおり、拡大共同企業体の構成員のうち、出資額が最大の構成員を「総括企業」として定めた上で、設計企業、工事監理企業及び施工企業の役割を明確に定めてください。



- ② 施工企業にあつては、共同企業体（以下「個別共同企業体」という。）を構成するものとし、代表構成員を定めてください。また、個別共同企業体を、拡大共同企業体の構成員として位置づけるものとしてください。
- ③ 拡大共同企業体は、拡大共同企業体協定書（様式集参照）に、個別共同企業体は個別共同企業体協定書（様式集参照）に基づく協定をそれぞれ締結してください。
- ④ 施工企業においては、構成員の上限を3者（うち、代表構成員1者）とします。
なお、設計企業及び工事監理企業の構成員の数は任意とします。
- ⑤ 各構成員に必要な出資比率は、以下のとおりとします。
なお、工事費については、提案者の見積りに応じて定めるものとします。
- ・設計企業 制限なし
 - ・工事監理企業 制限なし
 - ・施工企業の代表構成員 出資比率が最大
 - ・施工企業の構成員 工事費に対して25%以上（3者の場合）
工事費に対して35%以上（2者の場合）

(2) 共同企業体の全構成員に共通する参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- ⑤ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
- ⑧ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。
- ⑨ 最近 1 年間に於いて法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑩ 「10 審査・選定」の「(1) 審査委員会の設置」による審査委員及びアドバイザーの所属する団体等並びに有限会社空間創造研究所と、資本面又は人事面において関係がない者であること。
- ⑪ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- ⑫ 応募者である共同企業体の構成員のいずれも、他の応募者でなく、又は他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。
- ⑬ 応募者である共同企業体の構成員のいずれも、他の応募者である共同企業体の構成員と資本面又は人事面において関係がない者であること。

(3) 設計企業の資格

提案審査前の確認事項： ①・②・③の要件を満たすこと 優先交渉権者決定後の確認事項： ④の要件を満たすこと
--

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。複数の者が設計企業として参加する場合は、設計企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成 17 年 4 月 1 日から公告日までの間で、次に掲げるア及びイの要件を満たす建築物の新築工事の実施設計業務を元請として履行した実績を有する者であること。複数の者が設計企業として参加する場合は、当該設計企業のうち、少なくとも 1 者が、当該実績を有する者であること。
ア 次に掲げる用途に該当すること
劇場
イ 次に掲げる a 及び b の条件に該当すること
a 1,200 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 10,000 m²以上であること
※ 複合施設の場合は、アの用途に供する部分が上記の条件に該当すること
b 公告日時点で工事が完成し、引き渡しが行われている建築物であること
- ③ 配置予定技術者として、参加表明書の提出日以前に申請者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であって、「(6) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の期間中に配置できること。
- ④ 令和 6・7 年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）（以下「参加資格業者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年 7 月 31 日（木）までに、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

(4) 工事監理企業の資格

提案審査前の確認事項： ①から④までの要件を満たすこと 優先交渉権者決定後の確認事項： ⑤の要件を満たすこと

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。複数の者が工事監理企業として参加する場合は、工事監理企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成 17 年 4 月 1 日から公告日までの間で、次に掲げるア及びイの要件を満たす建築物の新築工事の監理業務を元請として履行した実績を有する者であること。複数の者が工事監理企業として参加する場合は、当該工事監理企業のうち、少なくとも 1 者が、当該実績を有する者であること。
ア 次に掲げる用途に該当すること
劇場

イ 次に掲げる条件に該当すること

1,200 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 10,000 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、アの用途に供する部分が上記の条件に該当すること

③ 配置予定技術者として、参加表明書の提出日以前に申請者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であって、「(6) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に配置できること。

④ 施工企業でない者であるか、又は施工企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。

⑤ 参加資格業者名簿に登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年 7 月 31 日（木）までに、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

(5) 施工企業の資格

提案審査前の確認事項： ①から④までの要件を満たすこと

優先交渉権者決定後の確認事項： ⑤の要件を満たすこと

① 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評価値が、以下に掲げる点数以上であること。

ア 施工企業の代表構成員 1,200 点

イ 施工企業の構成員 890 点

② 代表構成員にあつては、平成 17 年 4 月 1 日から入札公告日までの間で、次に掲げるア及びイの要件を満たす建築物の新築工事の施工業務を元請として履行した実績を有する者であること。

ア 次に掲げる用途に該当すること

劇場

イ 以下に掲げる条件に該当すること

1,200 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 10,000 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、アの用途に供する部分が上記の条件に該当すること

③ 配置予定技術者として、参加表明書の提出日以前に申請者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であって、「(6) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を、本工事の期間中に配置できること。

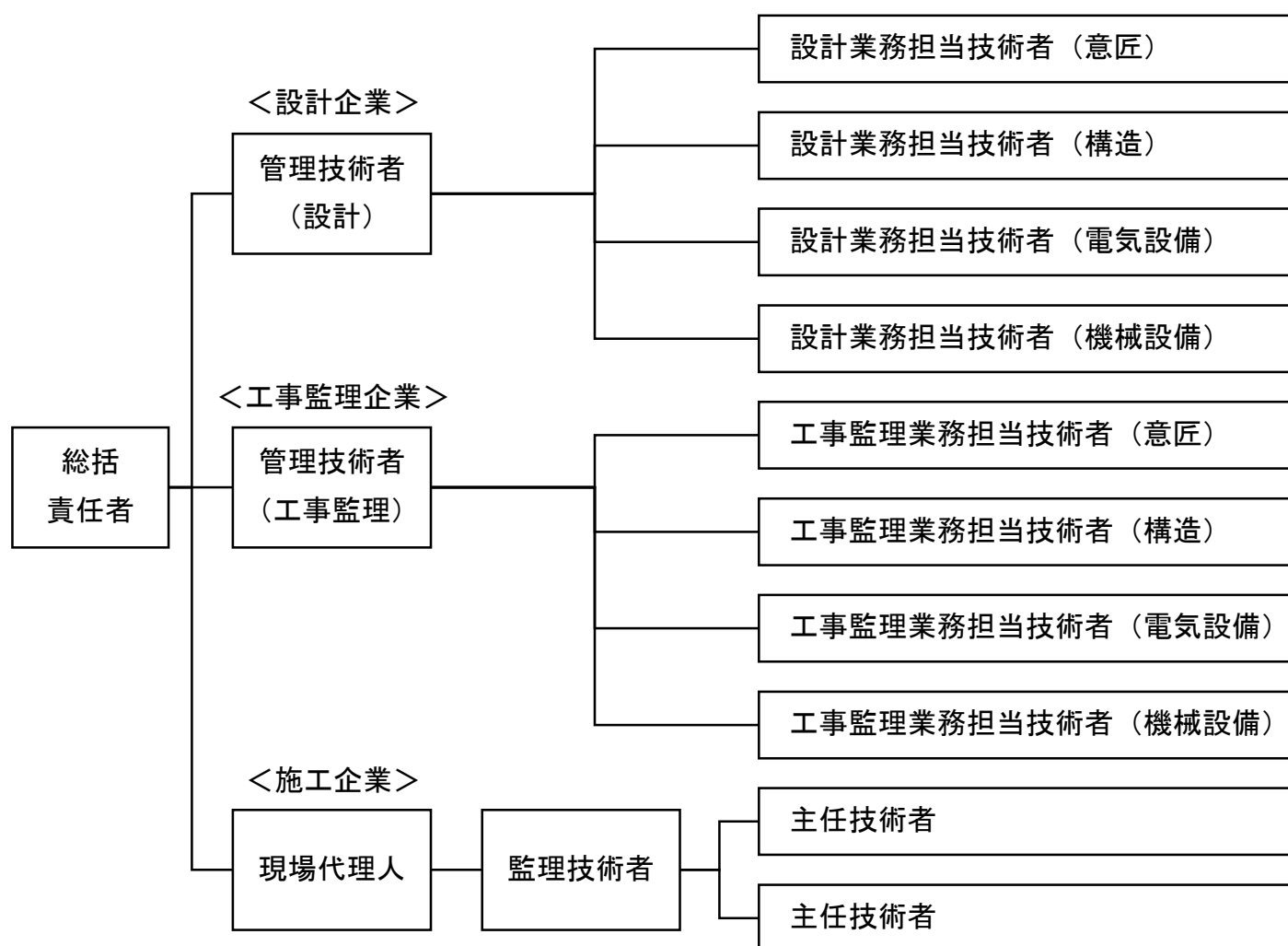
④ 工事監理企業でない者であるか、又は工事監理企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。

- ⑤ 令和7年度徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に建設工事の種類が「建築一式工事」で登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和7年7月31日（木）までに、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

(6) 配置予定技術者の資格

(6-1) 総則

- ・ 配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。
- ・ 特記無き限り、同一人物が下記に示す配置予定技術者を兼任することは認めない。
- ・ 配置予定技術者は、日本語が堪能であること。



(6-2) 総括責任者

- ・ 総括責任者は、設計業務、工事監理業務、工事及び設計意図伝達業務の取りまとめ役として、事業全体の進捗管理を行い、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うこと。また、県との調整業務を担うこととする。
- ・ 総括責任者は、共同企業体の総括企業に所属する者であること。

(6-3) 設計企業

① 管理技術者（設計）の資格

- ・ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
 - イ 「7 参加資格要件」の「(3) 設計企業の資格」の②に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。
- ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
管理技術者（工事監理）又は工事監理業務担当技術者（意匠）

② 設計業務担当技術者（意匠）の資格

- ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
- ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
管理技術者（工事監理）又は工事監理業務担当技術者（意匠）

③ 設計業務担当技術者（構造）の資格

- ・ 建築士法第10条の3第1項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ・ 工事監理業務担当技術者（構造）と兼任することができる。

④ 設計業務担当技術者（電気設備）の資格

- ・ 建築士法第10条の3第2項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。
- ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
設計業務担当技術者（機械設備）、工事監理業務担当技術者（電気設備）又は工事監理業務担当技術者（機械設備）

⑤ 設計業務担当技術者（機械設備）の資格

- ・ 建築士法第10条の3第2項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。
- ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
設計業務担当技術者（電気設備）、工事監理業務担当技術者（電気設備）又は工事監理業務担当技術者（機械設備）

(6-4) 工事監理企業

① 管理技術者（工事監理）の資格

- ・ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
 - イ 「7 参加資格要件」の「(4) 工事監理企業の資格」の②に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。
- ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
管理技術者（設計）又は設計業務担当技術者（意匠）

② 工事監理業務担当技術者（意匠）の資格

- ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
- ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
管理技術者（設計）又は設計業務担当技術者（意匠）

③ 工事監理業務担当技術者（構造）の資格

- ・ 建築士法第10条の3第1項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ・ 設計業務担当技術者（構造）と兼任することができる。

④ 工事監理業務担当技術者（電気設備）の資格

- ・ 建築士法第10条の3第2項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。
- ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
設計業務担当技術者（電気設備）、設計業務担当技術者（機械設備）又は工事監理業務担当技術者（機械設備）

⑤ 工事監理業務担当技術者（機械設備）の資格

- ・ 建築士法第10条の3第2項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。
- ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
設計業務担当技術者（電気設備）、設計業務担当技術者（機械設備）又は工事監理業務担当技術者（電気設備）

(6-5) 施工企業

① 現場代理人の資格

- ・ 当該工事現場に常駐することができる者であること。
- ・ 代表構成員において配置すること。
- ・ 総括責任者又は監理技術者と兼任することができる。

② 監理技術者の資格

- ・ 次に掲げるアからエまでの要件を満たすこと。
ア 一級建築施工管理技士、一級建築士その他の建築工事業（建築工事一式）の監理技術者となりうる資格等を有すること。
イ 監理技術者資格者証を有すること。
ウ 監理技術者講習を修了していること。
エ 「7 参加資格要件」の「(5) 施工企業の資格」の②に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。
・ 代表構成員において配置すること。
・ 総括責任者又は現場代理人と兼任することができる。
・ 他の工事現場の監理技術者との兼任は認めない。

③ 主任技術者の資格

- ・ 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の国家資格又はこれらと同等以上の資格を有すること。
- ・ 代表構成員以外の構成員において配置すること。

また、代表構成員以外の構成員が複数の場合は、それぞれの構成員において配置すること。

8 参加表明書の提出

① 受付期間

- ・ 公告日から令和7年7月22日(火) 午後5時まで(必着)

② 提出先

- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課(文化プロジェクト担当)

※ 封筒の表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール 参加表明書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出書類

- ・ 様式1：参加表明書
- ・ 様式2-1から2-3まで：共同企業体業務分担表
- ・ 様式3-1から3-3まで：業務実績調書
- ・ 様式4：配置予定技術者一覧表
- ・ 様式4-1から4-3まで：配置予定技術者調書
- ・ 共同企業体協定書

⑤ 参加資格の確認通知

- ・ 参加資格の確認結果は、令和7年7月25日(金)までに、事務局から電子メールにより通知いたします。
- ・ 参加資格を満たしている応募者には、技術提案書の管理に用いる受付番号を通知します。
- ・ 参加表明書を提出された方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

参加表明書を提出された方の区分		対応
7月25日までに通知を受け取った方	参加資格を満たしている旨の通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。
	参加資格を満たしていない旨の通知を受け取った方	「参加資格がないと認められた理由の説明」を求めることができます。説明を求める場合は、令和7年8月1日午後5時までに上記提出先宛に請求文書を送付ください。
7月25日までに通知を受け取っていない方		令和7年7月28日午後5時までに「文化振興課(088-621-2249)」までお電話ください。

⑥ その他

- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

9 技術提案書等の提出

① 受付期間

- ・ 令和7年8月1日（金）から令和7年9月5日（金）午後5時まで（必着）

② 提出先

- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）

※ 封筒の表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール技術提案書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出物

- ・ 技術提案書
- ・ 提案時参考見積書

⑤ 技術提案書の体裁

- ・ 以下の体裁等を遵守する範囲内で、自由様式とします。

記載方法	自由記述とし、次の記載内容を、図面、文章、表、概念図、スケッチ、イメージ写真等を用いて分かりやすく表現すること。	
枚数 記載内容	3枚以内（A3版・JIS規格） ※折り込み不可	審査基準・別表の「業務全般」の項目について記載すること。 なお、事業工程表は必ず含めること。
	10枚以内 （A3版・JIS規格） ※折り込み不可	審査基準・別表の「設計業務」の項目について記載すること。 なお、以下に掲げる全ての図面等は必ず含めること。 ・コンセプト ・配置図 ・各階平面図 ・断面図 ・外観パース、内観パース、鳥瞰パース ・大ホール機能計画（舞台設備計画、舞台音響計画、遮音振動対策等） ・多目的スタジオ、活動室、共通ロビー等機能計画

	枚数任意（A4版・JIS 規格）	・面積表、座席数
	3枚以内（A3版・JIS 規格） ※折り込み不可	審査基準・別表の「施工業務」の項目について記載すること。
字の大きさ	指定しない。 ただし、提出された技術提案書原本で審査することを考慮して、適正な大きさ とすること。	
図の縮尺	各階平面図は1/600 とすること。 その他は任意（各図の近傍に用いた縮尺を記載すること）。	
タイトル	図書の1枚目に分かりやすく表示すること。	
受付番号 通し番号	全ての図書の右上に縦1.5cm×横5cmの枠を設け、その中に上記8 ⑤で示 した「受付番号」と、図書の「通し番号（1/〇、2/〇、…）」を記載すること。	
印刷方法	片面印刷、彩色可能	
余白	指定しない	

- ・ 評価は、要求水準書の記載内容を踏まえつつ、特に「10 審査・選定」の「(3) 審査基準」による
こととしておりますので、技術提案書の作成に当たっては参考にしてください。

⑥ 提案時参考見積書の体裁

- ・ 以下の様式に応じた見積書を提出してください。

様式 5	提案時参考見積書
様式 5—1 から 5—5 まで	提案時見積内訳書

⑦ 提出形式

- ・ 上記⑤に従って作成した技術提案書を「11 部（そのうち1部は審査会での掲示用にスチレンボード
（厚5mm）に貼り付けたもの）」提出してください。
- ・ スチレンボードに貼り付けた1部を除く10部の技術提案書については、1部ごとにクリップ留めと
してください。
- ・ 上記⑥に従って作成した提案時参考見積書を「10 部」提出してください。
- ・ 提案時参考見積書は、1部ごとに左上をステープル留めとしてください。
- ・ 技術提案書及び提案時参考見積書を電子データ（PDF 形式）で保存したCD-R を「2部」（表面に受
付番号を記載）提出してください。

⑧ 受理確認通知

- ・ 提出物の受理確認は、令和7年9月8日(月)の正午までに、事務局から電話（参加表明書に
記載された窓口の電話番号あて）により通知いたしますので、電話連絡を確実に受けられる準
備を整えておくようお願いします。

⑨ その他

- ・ 技術提案書の体裁、形式等について不備があった場合、「14 その他留意事項」の(7)、(8)に掲げる「失格」又は「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

10 審査・選定

(1) 審査委員会の設置

- ① 審査は、外部の学識経験者等から構成する「藍場浜公園西エリア新ホール整備事業・公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置して行います。なお、審査委員会は、次の委員により構成されています。

（敬称略・分野別・五十音順）

分野	氏名	所属・役職
建築・まちづくり	（さとう しんや） 佐藤 慎也	日本大学理工学部建築学科 教授 八戸市美術館 館長
	（ふかお せいいち） 深尾 精一	首都大学東京（現東京都立大学） 名誉教授
	（やまなか ひでお） 山中 英生	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 研究部長
舞台芸術	（いとう ひさゆき） 伊藤 久幸	公益財団法人札幌市芸術文化財団 市民交流プラザ事業部 舞台技術アドバイザー
	（わたなべ ひろし） 渡辺 弘	岡山芸術創造劇場 劇場長兼プロデューサー
地域連携	（さの やすし） 佐野 靖	徳島文理大学 副学長 東京藝術大学 名誉教授
音楽	（みやけ たかのり） 三宅 孝典	徳島文理大学 教授 Osaka Shion Wind Orchestra 楽団員

- ② 審査委員長が必要があると認めたときに意見又は説明を聴くことができる学識経験者（以下「アドバイザー」という。）として、次の方を指定しています。

氏名	所属・役職
（かねこ おさむ） 金子 治	広島工業大学工学部建築工学科 教授

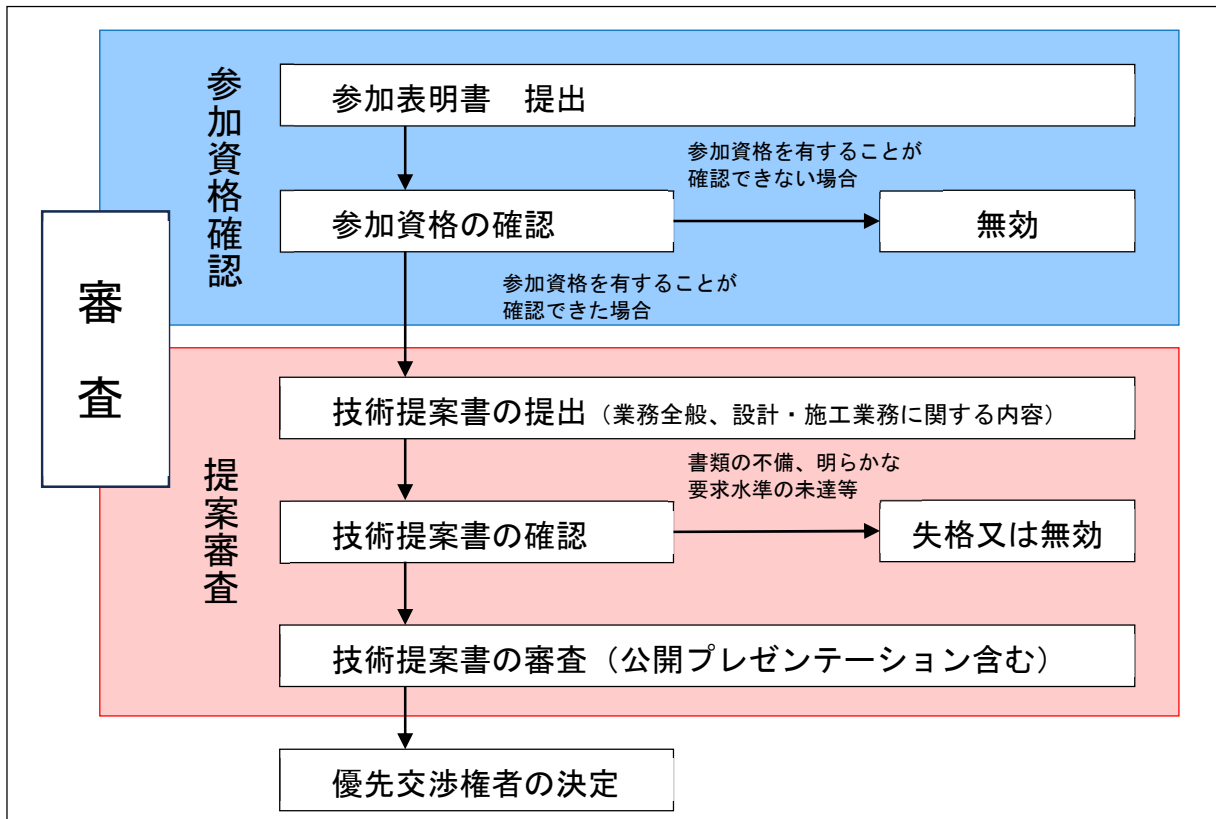
(2) 審査方法

(2-1) 審査の構成

事務局による参加資格確認と、「工程管理」「コスト管理」などの業務全般及び「施設計画」「施工計画」などの設計・施工業務を対象とした技術提案書による審査を行います。

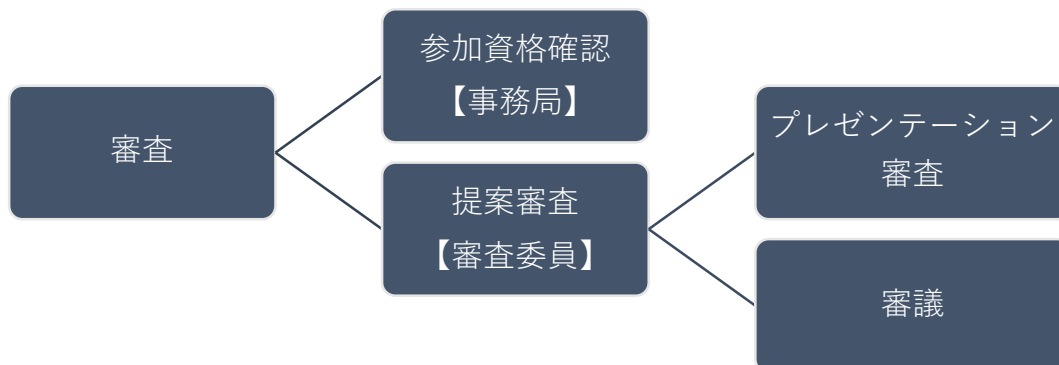
(2-2) 選定フロー

優先交渉権者決定までの流れを下图に示します。



(2-3) 審査の手順

- ・ 審査は、事務局による「参加資格確認」と審査委員による「提案審査」によるものとします。
- ・ 提案審査は、審査委員による「プレゼンテーション審査」及び「審議」によるものとします。
- ・ 提案審査は、徳島県内に設置された審査会場に審査委員が集まって実施するものとします。
ただし、審査委員の都合により、オンラインでの参加となる場合があります。
- ・ 特に優れた提案をした1者を優先交渉権者として、次に優れた提案をした1者を次点交渉権者として選定します。



① 参加資格確認

- ・ 応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを事務局において確認し、確認結果を通知します。

② プレゼンテーション審査（令和7年9月11日～12日）

- ・ プレゼンテーション審査は、応募者から事前に提出された技術提案書を基本として、審査日当日の応募者によるプレゼンテーション並びに応募者が制作したプレゼンテーション資料（PPTX形式スライド、動画、音楽等）及び模型を対象として審査します。
- ・ プレゼンテーション資料及び模型の制作は任意です。
- ・ プレゼンテーション資料は、プロジェクタによるスクリーン投影を行うことができるものとします。
- ・ プレゼンテーション資料は、当日投影のみで、審査委員への配布は行いません。
- ・ 応募者が制作する模型の規格などの詳細については、後日公表します。
- ・ プレゼンテーションの発表者は、拡大共同企業体の構成員に所属する者で、5名以内（パソコン等の操作者はこれに含みません）とします。
- ・ プレゼンテーション審査は、1者あたりの発表時間を30分間、質疑応答時間を最大45分間とします。質疑応答時間の終了については、個別に委員長が判断するものとします。
- ・ プレゼンテーション審査は、「(3) 審査基準」により、各審査委員が個別に採点を行います（一次採点）。
- ・ プレゼンテーション審査は公開とします。

③ 審議（令和7年9月12日）

- ・ プレゼンテーション審査を通じて得られた一次採点の結果を参考に、「(3) 審査基準」に基づき審査委員同士の議論を行い、その内容を踏まえて各審査委員が個別に採点を行います（二次採点）。二次採点に当たっては、一次採点の結果を基本として、その結果を更新することとします。
- ・ 各審査員の二次採点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者として、優先交渉権者の次に合計が高い応募者を次点交渉権者として選定します。
- ・ 二次採点の合計が最も高い応募者が複数ある場合は、審査委員同士の議論により優先交渉権者を決定します。
- ・ 二次採点の合計が5割を下回る技術提案書の応募者は、優先交渉権者又は次点交渉権者として選定しません。
- ・ 審議は非公開としますが、後日、議事概要を公表します。
- ・ 審査委員会は、後日、全体総評を公表します。

(2-4) 審査結果の通知・公表

- ① 参加資格確認の結果は、各応募者に通知します。
- ② 提案審査の結果は、提案審査参加者に通知し、公表します。

(3) 審査基準

(3-1) 評価項目

提案審査における評価項目は、別表によるものとします。

(3-2) 点数化の手順

- ① 審査委員は、各評価項目について、A・B・C・D・Eの5段階で評価を行います。
- ② 事務局は、審査委員による各評価項目ごとの評価結果に対して、下表にしたがって点数化を行います。
- ③ 事務局は、各評価項目ごとに点数化した数値を合計し、その値の小数点第1位を四捨五入し、整数とした値をもって採点結果とします。

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや及ばない	配点×0.25
E	評価できる記載がない	配点×0.00

(4) 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問

優先交渉権者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができます。

- ① 当該非選定理由についての質問書の提出期間
 - ・ 優先交渉権者決定日から1週間
- ② 提出先
 - ・ 徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）
 - ・ E-mail bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
 - ・ TEL 088-621-2249
- ③ 提出方法
 - ・ 質問書（任意様式）を、電子メールにて提出してください。
 - ・ 送信後に、電話により受信を確認してください。
- ④ 回答
 - ・ 質問書受付日から、1週間を目処に通知します。

11 第Ⅰ期事業の契約締結

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者が「7 参加資格要件」の(3)④、(4)⑤及び(5)⑤に示す資格を満たしていることを確認します。

資格を満たしていることが確認できた後、県は、優先交渉権者と第Ⅰ期事業について見積合わせを行い、契約を締結します。同時に、県と優先交渉権者の間で第Ⅱ期事業の契約に至るまでの手続きに関する協定を締結するものとします。

資格を満たしていることの確認ができない場合、またその他の理由により優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と契約交渉を進めることとします。

なお、優先交渉権者は、見積合わせ時に、設計着手から全ての工事が竣工するまでの工程表を提出してください。

12 第Ⅱ期事業の契約締結

(1) 契約交渉

本事業は、第Ⅰ期事業の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、第Ⅱ期事業の契約を締結します。

なお、価格交渉は以下のとおり実施します。

- ・ 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ・ 積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ・ 見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事实績での資機材の支払伝票、日報、出面の資料等の提示を求めることがある。

優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と第Ⅰ期事業に係る契約交渉を進めることとします。

(2) 契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、第Ⅱ期事業の契約を締結します。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととします。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととします。

13 その他契約に関する事項

(1) 書類の優先順位

書類の優先順位は、次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とします。その他、優先順位等について疑義が生じた場合には、県と協議の上で決定することとしてください。

- ①契約書
- ②質問回答書
- ③要求水準書
- ④技術提案書

(2) 特殊な技術に基づく技術提案の採用

公募型プロポーザル方式を採用し、優先交渉権者との見積合わせによる随意契約締結を行う場合、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）」第11条の規定に従う必要があります。

本事業にあっては、同条第1号に規定する「特許権等の排他的権利」又は「特殊な技術」に係る特定役務の調達の相手方として優先交渉権者を特定する必要があることから、狭小であわぎんホールや幹線道路・河川に隣接した敷地、既存地下構造物の解体・改修、地下水対策、傾斜した支持地盤での杭工事施工など、本工事の工事特性を踏まえ、工事を円滑に進めるための工夫などについて、特許権等の排他的権利や特殊な技術に基づく技術提案を求めることとします。

(3) コンストラクションマネジメント事業者からの意見

県は、本事業に係るコンストラクションマネジメント業務を第三者に委託し、本事業を推進する予定であり、本事業に関し、コンストラクションマネジメント事業者から依頼等が行われた場合には、当該依頼等に係る県からの指示に基づいて対応すること。

(4) 管理者視点からの意見

本事業の実施に当たっては、管理者視点の意見を早期に反映できる仕組みを、現在、検討しているところであり、設計や施工の際には、管理者視点からの意見を真摯に受け止めるとともに、当該意見に係る県からの指示に基づいて対応すること。

(5) 提案事業費の遵守

優先交渉権者は、技術提案書提出時の提案事業費を遵守することとします。

14 その他留意事項

(1) 費用負担

- 参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者が負担するものとします。

(2) 賞金

- 提案審査参加者には、賞金を支払うこととします。

(3) 提出書類の取扱い

- 応募者より提出された書類等は返却しないものとします。
- 技術提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとします。
- 参加表明書及び技術提案書等は、本手続以外に応募者に無断で使用しませんが、公平性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがあります。

(4) 徳島県からの提示資料の取扱い

- 県が本事業に関して提供する資料は、本事業への提案に係る検討以外の目的で使用しないでください。

(5) 複数提案の禁止

- ・ 応募者は、1つの提案のみ行うことができます。

(6) 使用言語及び通貨

- ・ 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(7) 失格要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となる場合があります。
 - ア 各法令等に適合しないことが判明した場合
 - イ 参考見積価格が応募要項で示す事業費参考価格を超過している場合
 - ウ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、徳島県が認めた場合はこの限りでない。）

(8) 無効要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となる場合があります。
 - ア 他人の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
 - イ 本プロポーザルに関し、審査委員及びアドバイザーに、直接、間接を問わず接触を求めた場合
 - ウ 参加資格要件を満たさない場合
 - エ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ・ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・ 虚偽の記載がある場合
 - オ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

(9) 技術提案書不履行に関する措置

事業者は、技術提案書に記載された内容等に基づき、責任を持って履行するものとします。また、履行状況については、設計中、施工中及び施工完了時に県と事業者間で確認します。

なお、技術提案書に記載した事項を達成することが困難と認められる場合、代替え案等について県と事業者間で協議を行いますが、県の承認が得られない場合は、違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがあります。また、技術提案書に記載された内容は、契約後、県と十分に協議して進めることとし、その結果、提案が採用されないこともあり得ます。

- ・ 技術提案の内容が達成されなかった場合の違約金相当額の計算方法
違約金相当額（税抜き）＝契約金額（税抜き）×（1－履行できない提案を控除した場合の評価点／契約時の評価点）
※小数点以下第4位未満を切り捨てとし、違約金相当額は1円未満を切り捨てる。

15 担当窓口

- ・ 徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）
- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- ・ E-mail:bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
- ・ TEL:088-621-2249 FAX:088-621-2934

Summary

- (1) Contract details:Arts and Culture Hall design and construction.
- (2) Project period:From the start of the contract through February 28,2030
- (3) Project Main address:2-4 Aibacho,Tokushima City,Tokushima Prefecture.
- (4) Application submission deadline:5:00pm,Tuesday, July 22,2025.
- (5) Technical proposal submission deadline:5:00pm,Friday, September 5,2025.
- (6) Contract information: Tokushima Prefectural Government, Tourism, Sports and Culture Department,
Cultural Promotion Division
Bandai-town, Tokushima City, Tokushima Prefecture
770-8570, Japan
TEL:81-88-621-2249 FAX:81-88-621-2934